

質問書に係る回答

質問 1. 本案件の支払い条件を教えてくださいませんか。

回答 1. 設計については、設計業務の完了後の支払いとなります。

建設工事については、以下のとおりです。

①前金払は、設計金額が、1,000万円以上で、工期が90日以上
の建設工事に該当する場合に契約金額の100分の40以内の額
において行うことができます。ただし、前払金の最高限度額は、
6,000万円となります。

②部分払は、次の建設工事等の種類に応じ定める条件に該当する
場合に行うことができます。

(1)建設工事で設計金額が2,000万円以上で、工期が90日以上の
場合。

また、建設工事に係る部分払の回数は、設計金額が5,000万円未
満の場合は1回、5,000万円以上1億円未満の場合は2回以内、1
億円以上は3回以内となります。

質問 2. 本案件は設計申請を設計事務所に委託する事は可能でしょうか。

その場合JVの扱いになりますでしょうか。

回答 2. 設計業務を設計事務所に一部委託することは可能です。ただし、
一括下請での委託は不可です。なお、JVについては建設業者のみ対象
となります。

質問 3. 設計事務所とJVを組める場合の比率は20%以上と考えて宜しい
でしょうか。

回答 3. JVについては建設業者のみ対象となります。

質問 4. 協力会社を設計申請書等に記載することは可能でしょうか。

回答 4. 様式1「プロポーザル参加申請書」中の「3. その他 業務実施
の際の協力事務所（予定）について」に記載して下さい。

質問 5. 公告 5 ページ、Ⅳの 2 の (2)、④の申し込み内容の軽微な変更があった場合の対応について、登録番号を明記のうえとありますが、これは参加受領書に記載される受領番号のことでしょうか。

回答 5. 公告 5 ページ、Ⅳの 2 の (2)、④の申し込み内容の軽微な変更があった場合の対応についての「登録番号」は、様式 1. プロポーザル申請書及び様式 6. プロポーザル参加申請受領書の「受付番号」と同様です。

質問 6. 上記について、登録番号が受領番号を指していない場合、登録番号とはどの番号を指すのかご指示ください。

回答 6. 質問 5 の回答と同様です。

質問 7. 公告 5 ページ、Ⅳの 2 の (2)、⑤のプロポーザル参加辞退届の提出について、辞退する場合は早急に提出することと記載されておりますが、どの時点まで辞退届が提出できるのかご指示願います。

回答 7. 平成 2 7 年 5 月 1 4 日 (木) 正午までとします。

質問 8. 上記について、辞退した場合に何らかの罰則が付与されるのでしょうか。付与される場合は罰則の内容及び罰則の発生時期をご指示願います。

回答 8. 辞退に伴うペナルティーは原則ありませんが、辞退が不誠実な事実に基づく場合は、入札参加停止等を行うことがあります。また、時期については、不誠実な事実等が判明した後、速やかに行うものです。

質問 9. 公告 9 ページ、Ⅶの 4 について、万が一優先交渉権を得た事業者が、松原市の事由に寄らず契約を締結しない、若しくはできなくなった場合、何らかの罰則が付与されるのでしょうか。

回答 9. 罰則はありませんが、不誠実とみなす事実等が判明した場合は、入札参加停止等を行うことがあります。

質問 10. 上記に関して、何らかの罰則が付与される場合、罰則の内容及び罰則の発生時期をご提示願います。

回答 10. 質問 9 の回答と同様です。

質問 11. 公告 10 ページ、Ⅶの 6 の (2)、工事請負契約の契約保証金について、契約金額の 10 分の 30 を収めることと記載されておりますが、プロポーザル実施要領 16 ページⅦの 6 の (2) に記載されている契約保証金の額は契約金額の 100 分の 30 となっております。100 分の 30 を正としてよろしいでしょうか。

回答 11. お見込みのとおりです。

質問 12. 公告 10 ページ、Ⅶの 3 について、設計業務契約と施工契約は議会承認後に別々に契約すると記載されておりますが、設計・施工各契約の時期はどのように想定されているのでしょうか。ご指示願います。

回答 12. 設計業務委託の契約については、設計業務委託に係る基本協定を締結後、6 月中を予定しています。

施工業務の契約については、基本協定を締結した後、議会案件であるため、議会での承認後を予定しています。

質問 13. 本事業における松原市様からのお支払い時期について、ご指示願います。各セグメント毎に前払い金請求、出来高請求等ができる場合は、それらについても詳細にご指示願います。

回答 13. 質問 1 の回答と同様です。

質問 14. プロポーザル参加申込み時の提出書類について、配置技術者は同一の者が複数兼任してもよろしいでしょうか。

回答 14. 配置技術者は複数兼任しても差し支えありません。

質問 15. プロポーザル実施要領Ⅳの 2 の (4) について、プロポーザル参加申込み時の提出書類、様式 4A~G の各技術者の実績についても、同項①に記載されている「3000 m²以上の施工実績」が求められると考えてよろしいでしょうか。

回答 15. お見込みのとおりです。

質問 16. プロポーザル実施要領 V の 2 の (2)、⑭のその他提案者独自の優れた提案とありますが、提案の内容について、収益部分(テナント等スペース)を確保し、提案者による事業運営を行う旨の提案は可能でしょうか。

回答 16. 諸室構成表で提示している内容が基本となり、たくさんの方が利用し、交流できるような独自の提案について期待しております。

なお、提案者による事業運営を行う提案については、本プロポーザルにて決定できるものではございません。

質問 17. 要求水準書 4 ページ、2 の (2) の④、現況の市立保健センター、旧中央幼稚園は平成 2 7 年 3 月より解体着手となっておりますが、解体後の整地状況については、敷地の勾配はないものと考えてよろしいでしょうか。解体撤去後の予定図面をご提供願います。

回答 17. 解体後の整地レベルについては、別途送付の図面を参考にしてください。

質問 18. 要求水準書 5 ページ、2 の (3) の②に記載されている高圧線下建設ができない地役権の設定がなされている部分について、この地役権の設定を一部解除できるものとして提案することは可能でしょうか。

回答 18. 高圧線下地役権の設定について、解除は予定しておりません。

質問 19. 上記について、現状地役権における高さ制限等、建設可能な条件をご指示願います。

回答 19. 高圧線の外側に記入しているラインは、最大の横振れ影響範囲(高圧線より最大 8.5m 程度)であり、原則建築できない範囲として計画してください。

質問 20. 要求水準書 17 ページ、7 標準施工区分表、什器備品新設について、事業者が施工すべき内容と別途とする内容双方ともチェックがありますが、事業者が施工すべき内容は標記の通り調理台のみとし、それ以外は別途と考えてよろしいでしょうか。

回答 20. 諸室構成表のその他・特記仕様に（別途）と記載しているパソコン及びフィットネス器具については、事業者が施工すべき内容には入りません。事業者が施工すべき内容としては、講座室（子育て支援関連）と会議室の電動スクリーン、調理室の昇降式調理台（電磁調理器）、多目的ホールのステージ（電動式壁面収納）とします。

なお、調理台については、重点項目として記載しています。

質問 21. 上記について、什器備品移設についてはすべて別途工事となっておりますが、移設の対象となる什器備品を明確にご指示ください。

回答 21. 施工区分欄に「別途」表記のあるものについては、今回のプロポーザル対象外となっております。

なお、備考の「電源供給は事業者工事」については、建設工事と同時に施工する必要が生じる場合、別途協議するものとします。